

(No.668) 1978.7.1

アメリカにおける原子力発電所建設等の裁判と司法審査

—Vermont Yankee Nuclear Power Corp. v. Natural Resources Defense Council, Inc., 46 LW 4301—

編 貫 芳 源

ところで、利害関係人である電力会社の請求による移送が認められ、連邦最高裁判所が右連邦控訴裁判所の二つの判決をまとめて平歎し、それを破棄し、原審に差し戻した判決である。この二つの事件は、原子炉に関するものであるが、共通する点において若干異なる点もあるので、これらではそれぞれ別個に紹介しよう。

(a) パハマーマー電力会社事件

対する影響を争った事件は本件が最初のものである。現在、我が国をはじめとして、世界各国で、石油に代わるエネルギーとして原子力発電所が建設されている。しかし、エネルギー源としての原子力は最近開発されたものであるから、その利用については未知の要素が多く、使用済み燃料の処理等をめぐり、原子力発電所の建設の当否が広く争われ康に与える影響を十分考慮していないとして、争った二つの別個の事件に関する連邦最高裁判所の判決である。原子力発電所に関する事件として、Calvert Cliffs' Coordinating Comm., Inc. v. AEC, 146 U. S. App. D. C. 33, 449 F. 2d 1109 が著名であるが、この判決は環境への影響の検討の必要が認定されたに止まり、人間の健康に対する影響が判断されたわけではない。私の知っている限り、また、本件で引用れている先例からみても、原子力発電の人間の健康に原子力発電所の建設及び使用の許可に関する司法審査に妥当するとは思われないが、原子力発電そのものの理論及び技術は世界共通のものであるが、我が国は原子力発電所の建設等の許可についても

67 原子力発電所建設等の司法審査

リスト

参考になる点が少なくないであらう。本文は、紙数の許す範囲内で、本件判決をもとにして、本件判決は、110の電力会社による原子力発電所の建設及び建設後の使用につき、原子力委員会 (Atomic Energy Commission) が与えた許可を、自然保護団体及び近隣住民が、自然资源の保全または原子炉の使用済み燃料の人間の健康に与える影響を十分考慮していないとして、争った二つの別個の事件に関する連邦最高裁判所の判決である。原子力発電所の建設の当否が広く争われた。この二つの事件は、Aeschliman v. U. S. Nuclear Regulatory Commission, Consumers Power Co., Intervenor, 547 F. 2d 622 — 以下本件をパハマーマー再組織法 (Energy Reorganization Act of 1974, Pub. L. No. 93-438) によつて、その許可及び規制権限は原子力規制委員会 (U. S. Nuclear Regulatory Commission) に移管され、政府の原子力に関する司法審査について、アメリカにおける解説を与えたのが本件判決である。本件判決はあくまで、アメリカにおける原子力委員会等による聴聞、規則制定手続に基づく許可についての連邦最高裁判所の判断であり、そのままで我が国のDevelopment Administration) の所管 Group) がおこなはれたので、本件申請人を含む六名の近隣住民及び環境保護団体であるサギノー渓谷原子力研究開発局 (The Energy Research and Development Administration) の所管 Group) がおこなはれたので、本件申請は法令に基いて、原子炉安全に関する諮問委員会 (以下諮問委員会と略す) 及び専門職員の下に送付された。一九七〇年、諮問委員会及び専門職員は、本件原子炉が原子力法の定める公共の保健及び安全基準に適合すると暫定的に決定した。こうして告知と聴聞を行なつた後、三人の委員よりなる原子力の安全及び許可ととて連邦控訴裁判所の判決

1978.7.1 (No.668)

リスト

Board——以下安全、許可委員会と略す)は、建設を許可するこ^トを内容とする長文の決定書を作成した。本件申請人らは、この決定に異議を申し立てたが、審査委員会(Appeal Board)はすべてその異議を棄却した。その異議の申立て理由は、次の諸点であった。即ち、ヤギノ一溪谷原子力研究団体は、本件原子炉建設に関する環境影響陳述書が、国家環境政策法(以下NEPAと略す)11011条C項iii号及び11011条D項の規定する「提案された行^為に対する代替案」を十分考慮していないこと、特に、本件陳述書がこの大きさの発電所に対する代替案として、エネルギー保全の検討を怠っていることは致命的欠かんであると主張した。
しかし、審査委員会は、エネルギー保全に関する代替案はその権限を越えること、その保全は、費用と便益分析(cost-benefit analysis)において検討されねばならぬ、申請人が証拠(showing)を提出しないといふ立場から、この論議は必要でないとして、NRDC v. Morton, 148 U. S. App. D. C. 5, 458 F. 2d 827 (1972)を援用し、申請人の異議を立てて棄却した。しかしながら、この裁決の直後、原子力委員会は、若干のエネルギー保全問題は許可手続で懲罰されるべきであらうと判断した(Niagara Mohawk Power Corp. RA 1-73-11-995(Nov.

委員会に対し、右判断の下での前記審査委員会の裁決の明確化を請求した。この請求に対し、原子力委員会は、安全、許可委員会がエネルギー保護に関する代替案を検討する前に、異議申立人らは、時期を失すことなく、明確かつ合理的に、特定のエネルギー保全問題を申し立てねばならず、それを越えて、新しい問題の検討を望む場合、申請人らは積極的な主張について責任を負うと答え、その積極的主張とは、入り口の基準 (threshold test) に適合するもの、即ち、その主張が本件施設を必要としない程度に電力需要を減さざる何らかの行動、手段、または、開発に關係を有しなければならないとし、更に、エネルギー保全についての代替案の要求は、合理的な程度の立証を必要とし、単に觀念的な關係の薄い可能性にすぎない問題は強力な電力需要の前にこれを検討する必要はないとした。以上の諸点からみて、同委員会は、申請人らのエネルギー保全についてのコメントは代替案の請求としては不十分であるとして、棄却した。そこで、この棄却裁判は、その取消しを求めて、本件の申請人らは連邦高等裁判所に出訴した。

にあり、その理由は、適用することによって問題の検討にいたるときを命じてしまって矛盾するところが生じた。第一点は、*nating Committee* (App. D. C. 33, 19 (1971)) を採用して、原子全に関する諮問会議を開くとするよりとしたる主張である。

高等裁判所は、面的に認容した。この環境保護団体電力計画に対する問題として一般的な方法で、同委員会がエネルギー会にエネルギーを採用せざるに由り、それ故、エネルギーと「独断的 and arbitrary」としては、「第一点は、一般公衆をしては、自發的加えられぬべきしに戻し、種々の

田として、次の二点を本件に入り口の基準
シャティイプとなるべき
NEPA の基本的立場
Calvert Cliffs' Coor
Inc. v. AEC, 146 U
449 F. 2d 1109, 1118
用する。ついで、第
力委員会は、原子炉の
委員会の結論について
抱否した点において調
だ。

ト・ヤンキー電力会社事
件はバーモント・ヤンキ
子炉建設の許可にあたつ
料サイクルの環境への影
かどうかが争われた事
ral Resources Defense
U. S. Nuclear Regu-
tion, Vermont Yankee
Corp. Intervenor, 547
以下バーモント・ヤンキ
一九六七年一一月、原
聴聞と審査の後、バーモ
電力会社に原子力発電施
与えた。その後、右会社
許可を申請した。しか
である自然資源防衛委員
対したので、一九七一年
可についての聴聞が開始
除外の決定は「一九七二
会で認められた。しか
原子力委員会は、特に
る審査委員会の決定に関
に関する個別的な経費・
物処理の環境への影響は
るウラン燃料サイクルが
響を特別に検討する規則
いとした。
が、諮問委員会の個々の
く(discovery)を認める

制定手続 (rule-making proceedings) を開始した。この規則制定に関する告知は、原子燃料サイクルの環境的調査 (Environmental Survey) と題する委員会のスタッフの作成した報告に基づく、二個の代替案を提示していた。第一案は、燃料サイクルの環境への影響について数量的評価を行い、原子炉の使用の危険度の量的評価を要求せず、第二案は、燃料サイクルの環境への影響について数量的評価を行はず、原子炉の使用の許可の全面的な経費・便益のバランスを決定するために、この数量的評価が表に記入されていた。本件の争点の多くは、一九七三年二月に開始された規則制定のための聴聞に用いられた手続に関するものである。聴聞の告知の中で、開示または反対審問は利用できないが、前記環境的研究は、そこで引用されている多數の資料と共に、公衆の利用に供され、すべての参加者はその立場を提示するための合理的な機会が与えられ、希望すれば弁護士により代理されることができる、書面、または、時間が許すならば、口頭による陳述も許され、それは記録され、口頭による陳述を行う者はすべて委員会による質問をうけねばならないとされ、そして、聴聞が終了したとき、その記録の写しは公衆の利用に供され、記録は三〇日間縦覧に供され、補足的な書面の提出が許されたとした。そこで、広範囲に利害関係者を代表する四〇以上の個人

と固体の書面によるコメントが提出され、一九七三年一月一七日、聴聞委員会 (Hearing Board) は証人の出頭の予定、記録の収集の方法を検討し、同年二月一日及び二日、原子力委員会の専門職員、原子炉の製造業者、原子力産業の団体、電気事業者の団体、そして、本件申請人らを含む七九の団体及び個人を代表するグループ、即ち、全国統一異議申立団 (Consolidated National Intervenors) が参加して、聴聞が行われた。この聴聞が終つてから、原子力委員会の専門職員は、前記環境的研究を明確にし、これを改訂する目的で補足的文書を提出した。そこで、聴聞委員会は、決定を下すことなく、その報告書を原子力委員会に送付したが、主要な手続上の問題は、正式の裁決手続 (adjudicative proceeding) によることを拒否するとの当否にあり、主要な実体上の問題は、環境的研究の技術的当否にあるとした。

一九七四年四月、原子力委員会は、前述した二つの代替案のうち、第二案を採用する規則を制定すると共に、聴聞の際に利用された手続を認容し、環境的研究を含む記録は採用されるべき規制についての適切な基礎的資料を提供しているとした。そして、原子力委員会は、最終的に、本件についての審査委員会の裁定と異った裁定は先例的意義はないとして、

と固体の書面によるコメントが提出され、一九七三年一月一七日、聴聞委員会 (Hearing Board) は証人の出頭の予定、記録の収集の方法を検討し、同年二月一日及び二日、原子力委員会の専門職員、原子炉の製造業者、原子力産業の団体、電気事業者の団体、そして、本件申請人らを含む七九の団体及び個人を代表するグループ、即ち、全国統一異議申立団 (Consolidated National Intervenors) が参加して、聴聞が行われた。この聴聞が終つてから、原子力委員会の専門職員は、前記環境的研究を明確にし、これを改訂する目的で補足的文書を提出した。そこで、聴聞委員会は、決定を下すことなく、その報告書を原子力委員会に送付したが、主要な手続上の問題は、正式の裁決手続 (adjudicative proceeding) によることを拒否するとの当否にあり、主要な実体上の問題は、環境的研究の技術的当否にあるとした。

一九七四年四月、原子力委員会は、前述した二つの代替案のうち、第二案を採用する規則を制定すると共に、聴聞の際に利用された手続を認容し、環境的研究を含む記録は採用されるべき規制についての取り返し、回復できないような消費 (§ 4332 (2) (c) (ii) (v)) にあたることとした。そして、原子力委員会は、最終的に、本件についての審査委員会の裁定と異った裁定は先例的意義はないとして、

と固体の書面によるコメントが提出され、一九七三年一月一七日、聴聞委員会 (Hearing Board) は証人の出頭の予定、記録の収集の方法を検討し、同年二月一日及び二日、原子力委員会の専門職員、原子炉の製造業者、原子力産業の団体、電気事業者の団体、そして、本件申請人らを含む七九の団体及び個人を代表するグループ、即ち、全国統一異議申立団 (Consolidated National Intervenors) が参加して、聴聞が行われた。この聴聞が終つてから、原子力委員会の専門職員は、前記環境的研究を明確にし、これを改訂する目的で補足的文書を提出した。そこで、聴聞委員会は、決定を下すことなく、その報告書を原子力委員会に送付したが、主要な手続上の問題は、正式の裁決手続 (adjudicative proceeding) によることを拒否するとの当否にあり、主要な実体上の問題は、環境的研究の技術的当否にあるとした。

まず、第一に申請人らの申し立てているウラン燃料の再処理及び廃棄燃料の処理は、NEPA の規定する「提案が実施された場合、避けることのできない環境への悪影響」、「その提案に含まれる資源は、例外的事情のない限り、妥当ではない」としながら、審査裁判所は、種々異った意見が聴聞されるのみならず、それが慎重に検討されたことを保障せねばならないとする。従つて、重要でないコメントに対する必要はないが、重要と思われる意見が提出された場合、行政機関は、何故その批判が妥当でないと決定したかを示す基礎と目的を述べなければならぬとする。これらの点を前提としたうえで、判決は本件記録の検討に入る。燃料サイクルの環境への影響は大きくないと異った裁定は、審査委員会の裁定と異なった裁定は、審査委員会の裁定と異なる点は、環境的研究とその資料及び聴

1978.7.1 (No.668)

リスト

聞において提出された口頭または書面による証言に基づいているが、これらの中でも、本件の中心問題である燃料サイクルの中での再処理及び廃棄についての資料は、この点について楽観的見通しをもつ原子力委員会の職員であるピットマン博士の証言があるに止まる。本決定を行うに際し、原子力委員会が無批判的に根拠としている資料は、その職員による「現在は未解決な問題も将来は解決可能であろう」という極めて漠然とした保証に止まり、このような決定は、理由のある決定(a reasoned decisionmaking)とはいえないとする。そして、判決は、記録に肉づけをするため、行政機関が採用すべき聴聞手続に立ち入り、行政機関の領域を侵す積りはないが、仮に、もつと慎重な手続が採用されいたら、それは十分なものとなつたと思われる。そして、判決は、「一本手続により認定された事実の粗雑な展開に基づいて、許可手続から廃棄物処理と再処理問題についての考慮を除外した委員会の行為(決定を指す——筆者)は、独断的かつ恣意的である」とし、本件決定のうち、以上の事項に関連する部分を取り消し、委員会に差し戻すべきものと判断した。

ついで、本件判決の多数意見を書いたペゼン判事は、補足意見を述べ、本件判決のように一般的適用の問題を含むと共に事実の認定の要素も含む規則制定手

続では、単に告知とコメントを伴うに止まる手続より一層厳格で、正式な手続が必要ではないかとする。そして、このいふは「公判型手続(trial-type procedures)」の導入を唱えてこないので、行政機関が、薬品や環境という新しい問題に応するような手続型式を創設すべきではないかとしている。

ついで、タム判事は、多数意見の結論に賛成しながらも、多数意見が本件規則制定手続の厳格化を命じていることには反対し、むしろ、ピットマン博士の証言の基礎及び原子力委員会の職員の結論の基礎について説明を求めるべきではないかとしている。

以上は、本件の主な事実と主たる争点に関する連邦高等裁判所の判決の概略である。本件の事実及び争点をかなり詳細に紹介したのは、原子力発電所の建設に伴つて生ずる問題には我が国とアメリカと共に通する点が多いことはいうまでもないが、このような問題解決のための法的手続は種々の点で異つてゐるので、まず、この点を明らかにしておくことが必要と考へたからである。ついで、連邦最高裁判所の判決を検討すべきことになるが、我が国には見られない法律問題について簡単にでも解説を加えることが、本件についての連邦最高裁判所判決の理解

二 本件訴訟の争点に関する若干の解説

一で紹介したコンシューマー事件とバーモント・ヤンキー事件は、環境保護団体または近隣住民が、原子炉の建設、使

用の開始のもの自然資源の保全、人体への悪影響を及ぼす虞れから、その許可処分の取消しを求め、及び、その取消理由の一として、NEPAの解釈適用が大きな役割を果してくる点において共通す

る。しかし、この二つの事件の争点は若干異なる。即ち、コンシューマー事件では、手続上の問題としては「入り口の基準」、

(a) 「入り口の基準」

この入り口

(thresholds) といふ言葉は制定法上のそれではない。NEPAにより、連邦諸機関が「人間環境の質に大きな(significantly) 影響を与える立法及びその他主的な(major) 連邦行為の提案に関するすべての勧告や報告」(傍点筆者)について添付することを義務づけられている。詳細な環境影響陳述書(S 4332 (1) (c))の作成について、環境質委員会の制定したガイドライン(4)において、この言葉がはじめて用いられている。このガイドラインは、環境に大きな影響を与える主要な連邦行為について解釈基準を定めているが、その中で、この「主要な」と「大きな」とは何時の時点を基準としている。「主要な」と「大きな」という言葉は、陳述書が必要とされる前にみたされねばならない重要性と影響の入り口(thresholds of importance and impact)を意味するものと解される。(§ 1500. 6(c))。そりや、この重要性と影響の入り口とは何か。この点は環境影響陳述書の作成手続との関連において考察しない

NEPA(2)及びこれに基づく環境影響陳述書(3)については、私が紹介しているので、ここでは除くことにする。

(a) 「入り口の基準」

この入り口

述書(2)については、私が紹介しているので、ここでは除くことにする。

(a) 「入り口の基準」

この入り口

と、十分その意義を理解することができない。前述の如く、NEPAは環境影響陳述書作成の要件として、当該行為が人間環境に対する影響が大きいことと、その連邦行為が主要なものであることを定めている。そこで、連邦行政機関は特定の行為がこの制定法上の要件をみたすものかどうかという入り口の決定をし、それに応じて環境影響陳述書の作成の可否を決めなければならない。そこで、行政機関としては、環境影響を全面的に検討する機会が現実に与えられる以前に、その行為が主要なものか、また、人間環境への影響が大きいかどうかを決定しなければならないという論理的には極めて困難な地位に置かれることがある。そこで、この入り口問題に関する争点は、行政機関が入り口の決定に到達する方法、環境影響陳述書作成の必要なしとの行政機関の決定が司法審査の対象となるか、その対象となる場合どのような点が司法審査をうけるか等にあるとされている。

この点に関する指導的判例⁽⁵⁾によれば、影響陳述書を作成するかしないかは、行政機関のふるい分けの経過における義務であり、そして、司法裁判所はこの決定を審査するが、独断的、恣意的または、法に反する（arbitrary, capricious or contrary to law）場合のみ、これを取り消すとし、進んで、環境影響陳述書を作成しないという決定は司法審査をうける

にたえらる記録に基づかねばならず、この記録作成に貢献であるようだ。一般公衆は告知され、聴聞をうける機会が与えられねばならないとされている。この判断はその後の多くの判例で採用されているようである。（い）司法審査について別の基準を採用する判決⁽⁶⁾がある。この判決は、独断的、恣意的といふ基準の代りに、行政機関の入り口の決定の審査について、行政機関の記録が不十分な場合、司法裁判所による全面的な証拠調べを必要であるとするものである。このような証拠の全面的再審査は、アメリカにおける行政機関の決定に対する司法審査の方法⁽⁷⁾としては例外に属すると思われるが、これも、NEPAが

環境影響陳述書の作成について「出来る限り十分（to the fullest extent possible）」遵守すべきことを要求していよいよ

（b）規則制定手続 現行憲法の下で、我が国でも広く規則制定権が認められていた。最高裁判所の規則制定権（憲法七七条）は司法機関のそれであるから

（ア）アメリカの連邦行政手続法⁽⁹⁾（以下APAと略す）五五一条四項は規則を次

の如く定義している。即ち、「規則」とは、法または政策を執行し、解釈し、規

定するため、または、行政機関の組織、規則または、実行上の要件を定める一

般的または個別的適用事項及び将来の効果に関する行政機関の陳述書の全部または一部を意味し、将来の運営、賃金、及

び、これらの団体または財政の構造、価格、施設、設備、サービスまたはこれに

対する報酬、更に、評議、生産費、会計、または、上述の諸事項に関する慣行の認可または命令（prescription）を含む。」

（イ）連邦行為の二つの基準を設定しているのかという問題がある。例えば、環境への規則（独占禁止法七六条）、国家公安委員会規則（警察法一二条）、人事院規則（国家公務員法一六条）、中央労働委員会規則（労働組合法二六条）等が挙げられ

る。これらの規則の中には、個人の権利自由を直接規制することを内容とするものもある（例えは、政治的行為に関する人事院規則一四一七）が、その多くは、審査手続等を規定するものが多く、従つて、この規則制定について特別の行政手続は定められていない。そこで、ベーモント・ヤンキー事件で特定の原子力発電

NEPAの要件をみたすかどうかを決定しなければならないが、判例は、通常の行政処分の審査に比較して、かなり広い範囲の審査を行っている。コンシショーマー事件において、原子力委員会は入り口の要件を陳述書作成前の状態で、その要件を判断すべきものとし、自然資源の保全を考慮すべきであるとの申請を却下したことを、高等裁判所が独断的、恣意的であるとの基準を適用して、許可を取り消したもの、このような広い司法審査の一例といえよう。

（ウ）規則制定手続 現行憲法の下では、我が国でも広く規則制定権が認められていた。最高裁判所の規則制定権（憲法七七条）は司法機関のそれであるから

別問題として、国家行政機関についても、主として、総理府または各省の外局の長に、法律の根拠のある場合に限って

規則その他の特別の命令を発する権限があり、これらの団体または財政の構造、価格、施設、設備、サービスまたはこれに

対する報酬、更に、評議、生産費、会計、または、上述の諸事項に関する慣行の認可または命令（prescription）を含む。」

（エ）連邦行為の二つの基準を設定しているのかという問題がある。例えば、環境への規則（独占禁止法七六条）、国家公安委員会規則（警察法一二条）、人事院規則（国家公務員法一六条）、中央労働委員会規則（労働組合法二六条）等が挙げられ

るための行政機関の手続を意味する。」

1978.7.1 (No.668)

APA の定義する規則のうち、行政機関の組織、手続等を内容とするもの、及び、法律の解釈等に関する一般的な基準を内容とするものは細かい点を別にすれば、我が国の法律にいう規則制定とほぼ同じものと見て差し支えあるまい。これに対しても、個別的な法律の適用事例に関する規則は、我が国では見られないものであり、アメリカ行政手続法の一つの特色を示すものといえる。そして、この個別的な法律の適用事例に関する規則の特色として、次の二点を挙げることができる。第一に、このような規則には、将来の料金、賃金、価格等の認可が含まれており、我が国では公共料金等の許認可の如く、行政処分の対象とされている事項を対象としている点である⁽¹⁰⁾。ついで、第二に、規則とは、行政機関による陳述書の全部または一部とされており、このことは、新しい問題が生じた場合、それが個別的な問題であっても、規則制定手続が採用すべきことを要請しているようである。バーモント・ヤンキー事件は正にその一例である。従つて、このような原則が確立されれば、許認可について規則制定手続を採る必要はなく、多くの許認可は規則制定を必要としないことはいふまでもない⁽¹¹⁾。ついで、この規則制定にあたってどのような手続によるべきかについて、APA 五五三条C項は、次のように規定している。

「本条の規定する告知後、行政機関は利害関係人に対して、口頭による機会を認めなければならない。提示された関連事項を検討した後、行政機関は、規則の中に、その根拠及び目的についての簡潔な一般的陳述書を付さなければならない。制定法に基づき、行政機関の聴聞の機会があつた後、規則が記録に基づいて制定することを必要とする場合、本法の五五六条（正式の聴聞手続に関する規定）を指す——筆者）、及び五五七条（正式の聴聞手続における行政機関の権限に関する規定）を指す——筆者）の適用があり、本項は適用がない。」

バーモント・ヤンキー事件では、原子炉建設に関する本項に基づく規則制定手続がどのようなものであることを必要とするか、規則がどのような記録に基づかねばならないかが主要な争点となつことは前述した。しかし、本項の定める手続は、その本来の趣旨において、制定法の解釈適用に関する将来の問題を検討することを目的とするものであり、従つて、立法的性質を有し、通常の裁決手続（APA、§§554）とは異なる手続を予想していることは間違ひあるまい。問題は、原子炉建設の許可についても、裁決手続によらずに本項の手続によることができ

(一) 鶴銅信成編・行政手続の研究、同
 　・行政法の歴史的展開六章、橋本公直・米
 　　国行政法研究第一章、川上謙四「アメリカ行政
 　　手続法の侧面する課題」ショーラー
 　　1号、松村敏正「法の支配と行政法」公法研究
 　　研究10号、外間寛「アメリカ行政法における
 　　公法手続」公法研究11号、なお、
 　　規則制定手続について、和田英夫「行政
 　　立法手続」(鶴銅編前掲書)一七頁以下等。
 　　(2) NEPA は、比較的広く紹介され
 　　てこられる限りながら、私もアメリカ環境法
 　　の基礎的な法律として別稿で紹介した。拙
 　　稿「アメリカにおける環境法①」自治研究
 　　四八卷九号一七頁以下。
 　　(3) 抽稿「環境影響事前評価制度のあ
 　　り方」環境法三九号一七頁以下。
 　　(4) リのカーネギーハインズ一九七五年の
 　　環境質実績会(CEQ)の大次年報である。
 　　Preparation of Environmental Impact
 　　Statements; Guidelines, The Six annual
 　　report of CEQ, p. 692.
 　　(a) ハーレー教授によるべきだ、ハーレー
 　　認可する指導的手段だ、Hanley v. Klein-
 　　dienst, 409 U.S. 990 ("Hanley II") 471 U.S.
 　　F. 2d 823 (2d Cir. 1973) である。リの柔軟性
 　　が大きな後の多くの手段に採用された。松村
 　　やおおじよしゆうじよしよじよしよじよしよじよ
 　　tise on Environmental Law, 2, 9-41.
 　　(5) Hiram Clarke Civic Club, Inc.
 　　v. Lynn, 76 F. 2d 421 (5th Cir. 1973).
 　　(6) 本稿注(1) は既述の著者論文大作
 　　び拙稿「行政行為に対する司法審査の範
 　　囲」行政行為の憲法上115頁以下。
 　　(7) ルネスハーレー教授の見解であ
 　　るか、また、この手続による場合、その
 　　要件をどのように解すべきかにあつ。

(9) 本稿におけるアメリカ連邦行政手続法ば、デービス教授の著書によつた。
Davis; *Administrative Law Treatise*, 1970年版
Supplement, p. 1043, 1049, 1053~6.
(10) 我が國では、電気事業及びガス事業の許可及び料金を含む供給規程の制定は、変更は通常産業大臣の許認可事項とされてゐるが、この許認可にあたつて、通常産業大臣は、事業の許可の取消し等の聽聞ではなく、公聴会を開き広く一般の意見をきかなければならぬとしている。電気事業法第三条第一項、八条一項、一九条一項、二三三条二項、一〇八条、一五一条一項、二項、一六一条一項、二項、八三条一〇九条「ガス事業法」第一条、一七一条一項、一八二条一項、三九一条の二、四八条、一四一条一項、一項、一五一条一項、二項、三九条の一、三、四九条参照。これらの法律が採用する公聴会は、APAの定める規則制定手続にならつたのかもしれない。
(11) APA五百一一条は、「これら許認可を許可（license）へ」と、次の如く定めている。「(8)許可とは、行政機関の許可（permit）、確認、認可、登録、特許（certificate）、制限法による除外その他の形式による許可（permission）を含む。」(9)許可手続（licensing）とは、「許可の賦与（granting）、更新、拒否、取消し、停止、無効宣言、撤回、制限、修正、変更、条件に関する行政機関の手続を含む。」¹⁰。

三 本件に関する連邦最高

裁判所判決

一に紹介した二つの事件についての連邦高等裁判所の二つの判決について、連

邦最高裁判所は、一つの判決でこれを全面的に取り消す。原審に差し戻した (*Vermont Yankee Nuclear Power Corp. v. Natural Resources Defense Council, Inc., Consumers Power Co. v. Nelson Aeshlman, 46 LW 4301, 4-3-78*)。いりどは、この状況の判断の順序を追って、検討を加えることとする。

(a) 行政手続に関する司法審査の範囲 まず、本件判決が、APA の立法の歴史を簡単に検討した後、同法五五三条について、次の如く判断する。一般論として、本条は、規則制定手続を行なうにつれて、行政機関に対する司法裁判所が加えることを国会が希望した最大限の手続上の要件を規定したものと、従来の判例も判断しており、その裁量権の行使にあたって、行政機関が当事者に手続上の権利を追加することを認めることは自由であるが、行政機関がこれを認めない場合に、審査する司法裁判所がこれを課す自由はない。このことは、制定法の規定するところをこえる手続をとっていることを理由として、行政機関の行為を司法裁判所が取り消すことを正当とする事情が見えないというわけではない。

リスト

が終つてから一年も経た後のことである。これらを見ると、本件許可をした原子力委員会の行為は制定法の適法な範囲内の行為であることに疑問はない。また、高等裁判所判決の入り口の基準に対する批判は、行政機関の許可処分が行なわれた時点の歴史的事情とその基準そのものの理解に欠けるものとする。NEPAはあらゆる面の環境影響を考慮すべきことを行政機関に義務づけているが、その作成に参加を希望する異議申立人は、参加を有意義なものにする責任がある。ることは、一九六〇年後半及び一九七〇年前半におけるエネルギー保全問題のような海図なき領域で行政機関が乗り入れることを異議申立人が要求する場合、特に妥当する。「実際、『あるべき』事項に批判的、または、漠然とした提言をなし、そのことに行政機関の注意をひきつけること以上のことに失敗した後、その行政機関の決定を、当該機関が強力に提案されている事項を考慮しなかつたといふ理由で、これを無効とすることを請求することにより、行政手続を不当な妨害主義(unjustified obstructionism)を行なうゲームとしたり、そのための場とすべきではない」そして、本件では、行政機関は継続的に異議申立人の主張を明らかにするように求めていたにも拘らず、本件異議申立人がその主張を明確にせず、事實上参加を拒否していた。ま

た、入り口の基準についても、この基準の採用により、民事事件の一応有利な事件 (prima facie case) と同じ責任を負わせようとするものでなく、単に合理的な人をして一步進んで検討することを要求するに足りるに十分な証明 (showing) がなければならないとする原子力委員会の判断は、この種の行政機関の裁量の範囲内のことである。以上要するに、原子力委員会の許可の時点の事実からみて、これを独断的、恣意的とすることは、これららの言葉を無意味にすることである。また、先例も、環境上の要素に関する行政機関の検討が十分かどうかについて審査する司法裁判所の役割は、当該行政処分のなされた時期及び審査を命ずる制定法により制限されている。そして、最後に、エネルギー保全問題に関して、高等裁判所判決が、素人に理解し易く、他の問題にもよれるよう、諮問委員会の報告を再検討させるべきであると判断しているのに対し、本件判決は、これも行政手続に対し違法に (unjustifiably) 介入するものであるとする。原子力委員会はこの報告を一層明確にするために差し戻すこともできるが、司法裁判所が委員会にこの手段をとることを命ずることを支持するものは何もないとする。ついで、本件に關係する若干の点にやれるとして、次の如く述べている。コンシュー

を申請したのは一九六九年であり、その時に極めて広汎な審査をうけ、その為の手続きに数年を費し、聽聞は二週間をこえている。「いつかは、原子力エネルギーも安価で安全な電力になるかも知れないし、そとはならないかもしない。しかし、国会は少なくとも原子力エネルギーを利用する選択をし、司法裁判所は単に制限された役割を果すに止まる合理的な審査手続を設けている。国会や州議会では、行政機関の行為の司法審査の名目で連邦司法裁判所の審査をうけるものではない。時が経過すれば、原子力エネルギー開発の決定が間違っていたことを証明するかもしれないが、その判断をするのは、国会または州の諸機関である。その間、司法裁判所は与えられた任務を遂行すべきである。NEPAは国民に対し有意義な実質的目標を設定したが、その行政機関への命令は本質的に手続上のものである。その他と同様、この場合も、制定法の命ずる手続上、実体上の理由によつてのみ、行政的決定を取り消すことができるのであって、単に司法裁判所がその結論に賛成しないという理由で、これを取り消すことはできない。そして、最初十分に協力せず、争点を提出しなかつた当事者から申し立てられた周辺の争点についての一つの見落しは、他の点についての徹底的に行なわれた手続の後で適切な審査手続を設けている。

法に作成された決定の取り消しの基礎としてはならない。」

判所判決は、原子力委員会の許可を取り消したが、連邦最高裁判所は、APA 及び NEPA に関する先例を援用して、これを徹底的に批判した。そして、高等裁判所の判決は、制定法について誤った解釈を採用し、判例法に違反するとして、ほぼ全面的に取り消され、原審に差し戻された。従って、NEPA が関係する環境保護に関する事件について、今後、本件最高裁判所判決の判断の支配する範囲内において、本件判決が先例としての拘束力をもつことになる。従って、環境法の分野で、司法審査を通じて新しい環境保護の途を求める場合とすれば、本判決と抵触しないように、その先例としての拘束力の及ばない分野を求めねばならなくなる。しかも、その分野は多くの先例によって支配され、必ずしも広いとはいえない。その意味で、アメリカにおける環境保護のための司法的救済は決して容易でないといって差し支えあるまい。この判断の結論の当否は別として、この判決をみて私が最も強く感ずることは、我が国の判決とアメリカのそれとの相違である。我が国の判決は、上級審の判決や先例に拘束されることなく、少なくともアメリカの判決と比較して遙かに自由に法解釈を展開する。これに反して、アメリカの先例拘束性の原則(13)の支配は極めて大きく、これをくつがえすことは容易ではない。本件についての高等裁判所の判決は、規則制定手続について、当該行政機関に広い裁量を認めている。我が国で

決も先例を無視したわけではなく、新しい制定法である NEPA の解釈等を通じて、従来の行政手続に関する司法審査に全面的に破棄された。このような判決を論をみると、今後の我が国でのアメリカ法研究者は、まず、先例拘束性の原則から始めることが必要を再び痛感する。

第二に、行政手続の審査に関する司法裁判所の役割である。行政手続に関する司法審査の範囲は制限されたものである

との原則は、判例法上既に確立しておる。裁判所の果す役割が制限されたものに止まり、本件最高裁判所判決もその一例を加えたに止まる。そして、このように司法裁判所の果す役割が制限されたものに止まるとしている最大の根拠は、公共の利益が関係する行政の実体について最終的判断を下すものは、国会や地方議会であるとする判例の一貫した解釈にある。この点は、我が国の判例でも部分的に、採用されている原則であるが、この原則は司法審査一般に関する基本問題の一つであり、今後も検討が必要とする。その場合本件判決も参考にならう。

第三に、APA の規定する規則制定手

続に関する司法審査は、従来私の不勉強な分野であり、この点に関する先例も十分に知つてはいない。本件最高裁判所判決は、規則制定手続について、当該行政機関に広い裁量を認めている。我が国で

は、APA のように、規則制定について一般的規定を置かず、若干の許認可手続等について、拙稿「告知・聴聞を中心とする公正手続の内容と限界」公法の理論(中)が定められている(14)に止まる。そこで、この公聴会の性質と機能、それに対する議論をみると、今後は未だ本件の争点の一つである環境影響評価に関する法律は制定されておらず、この点を規定する条例も極めて少ない(15)という状態である。このように環境影響評価に関する法令が整備されない理由の一つに公聴会に対する不安があることである。裁判所の果す役割が制限されたものに止まるとしている最大の根拠は、公共の利益が関係する行政の実体について最終的評価における公聴会を含めて、将来の我が国の公聴会制度を検討するにあたっても参考になる点が多いと思う。

(12) 環境保全事件に関する司法審査の範囲については、拙稿「行政行為に対する司法審査の範囲」行政と憲法二五七頁以下。

(13) 抽稿「公務員の政治的行為の規制」(1)自治研究五・卷七号六五頁以下。(なお先例拘束性の強さを示す一例として航空機等による騒音被害の司法的救済を擧げる)とができるよう。拙稿「アメリカにおける騒音被害に関する司法的救済」訟務資料九八(昭和五三年一月)、同「筑波法学」一号一頁。

(14) 本稿注(10)参照。

(15) 我が国で行政処分の効力を判断する基準としての公告・聴聞を手続の公正性と見地から判断したのは、いづれも道路送法による営業免許申請事件である。

号一〇三七頁、最判昭和五〇年五月二九日民集二九卷五号六六二頁。なお、その他の判例等について、拙稿「告知・聴聞を中心とする公正手続の内容と限界」公法の理論(中)が、原子炉収用建物についての建築確認処分に関する住民の審査請求を却下した裁決について、建基法九四条三項所定の公開による口頭審理をしなかったことの違法性が争われた例がある。浦和地判昭和四四年一月二七日行裁例集三〇卷二号五一三頁、その控訴審東京高判昭和四七年九月二七日行裁例集三三卷八・九号七二九頁。

(16) 昭和五三年五月現在、都道府県、政令指定都市の環境影響評価条例は次の如し。環境影響評価条例をもつて川崎市(昭五一・一〇公布、昭五一・七・一施行)のみであり、その準備中の団体として北海道、東京都、京都府、京都市、名古屋市、横浜市があり、要綱等制定団体として宮城県、兵庫県、福岡県、栃木県、山口県、沖縄県があるに止まる。環境影響評価の実施に伴う問題については、拙稿「制度化に伴つて発生する実務上の諸問題」木官編・環境アセスメント制度の運用と対策三五頁以下。

(17) 環境影響評価についての住民参加、例えば、その一つとしての公聴会は、地域住民の同意を得るために手続ではなく、より合理的な最終案を作成するために地域住民等の意見を吸収するための手続であるとするのが、従来からの見解である。拙稿「環境アセスメントの法理と課題」法律のひろば三〇卷三号三七頁以下。しかし、私の見解が支配的といえるかどうかは疑問である。そこで、事業者等が環境影響評価制度の法律化に消極的原因のもじむを得ないかもしだ。